

令和8年度 福井市旭小学校 いじめ防止基本方針

平成27年4月1日 策定
令和 8年4月3日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

※参考 「いじめ防止対策推進法」（平成29年改訂）「生徒指導提要」（文科省：令和4年12月改訂）
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月30日改訂）
「いじめ防止対策の更なる強化について」（令和6年11月8日）

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子供を育てる教育

○自己有用感を育てる教育

児童の多面的な能力を引き出し、自己有用感を育てる教育を進めることにより、自分が誰かに必要とされ、喜んでもらえた体験を重ねていきます。そこから、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う心を育てていきます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やたてわり活動・ボランティア活動・異学年間の交流活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝

の心を育てます。

○ポジティブ教育の推進

ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポート、レジリエンスの各プログラムを発達段階に応じて計画的、継続的に行い、児童の絆づくりや居場所づくりに取り組みます。

○外部講師による「いじめ予防授業」の活用

外部専門家によるいじめ予防授業を行うなど、児童生徒に対し、「いじめをしない態度や能力」を身に付けることに取り組みます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学校ホームページや学校だより等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・定期的なアンケートや面談を通して、悩みや不安を先生等に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学校だよりで、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動等を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○情報モラル教育に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、保護者に対して家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・災害などで避難している児童

○「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」の活用

文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実施を進めます。（添付資料1）

（4）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

児童を対象に、毎月末に日々の生活を振り返るための学校生活アンケートを実施し、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

ふれあい週間を年2回設け、アンケートをもとにした学級担任との個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、カウンセラーによるカウンセリングも行います。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

（5）いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、主任児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

○アフターフォロー

解決してもしばらく観察や情報交換を続け、再発防止に努めます。当該児童のがんばっている姿を認め、改善・向上への支援をします。また、その問題行動を学級全体の問題としてとらえ、集団の倫理意識が高まるように努めます。計画的に事後指導を行っていきます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているかを確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしがたって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、福井市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、警察との連携、福井市教育委員会や関係機関との連携、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリストの活用

重大事態が発生した場合には、チェックリストを活用して対応します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員）校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、関係職員（活動）

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的な子ども、保護者、教師対象のアンケート調査やカウンセラーや教師による個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、カウンセラー等
(活動)

- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・ 関係者への個別面談による情報収集
- ・ いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・ 被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・ 保護者や地域との連携
- ・ カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察、児童相談所などとの連携

5 いじめ発生時の学校の対応について

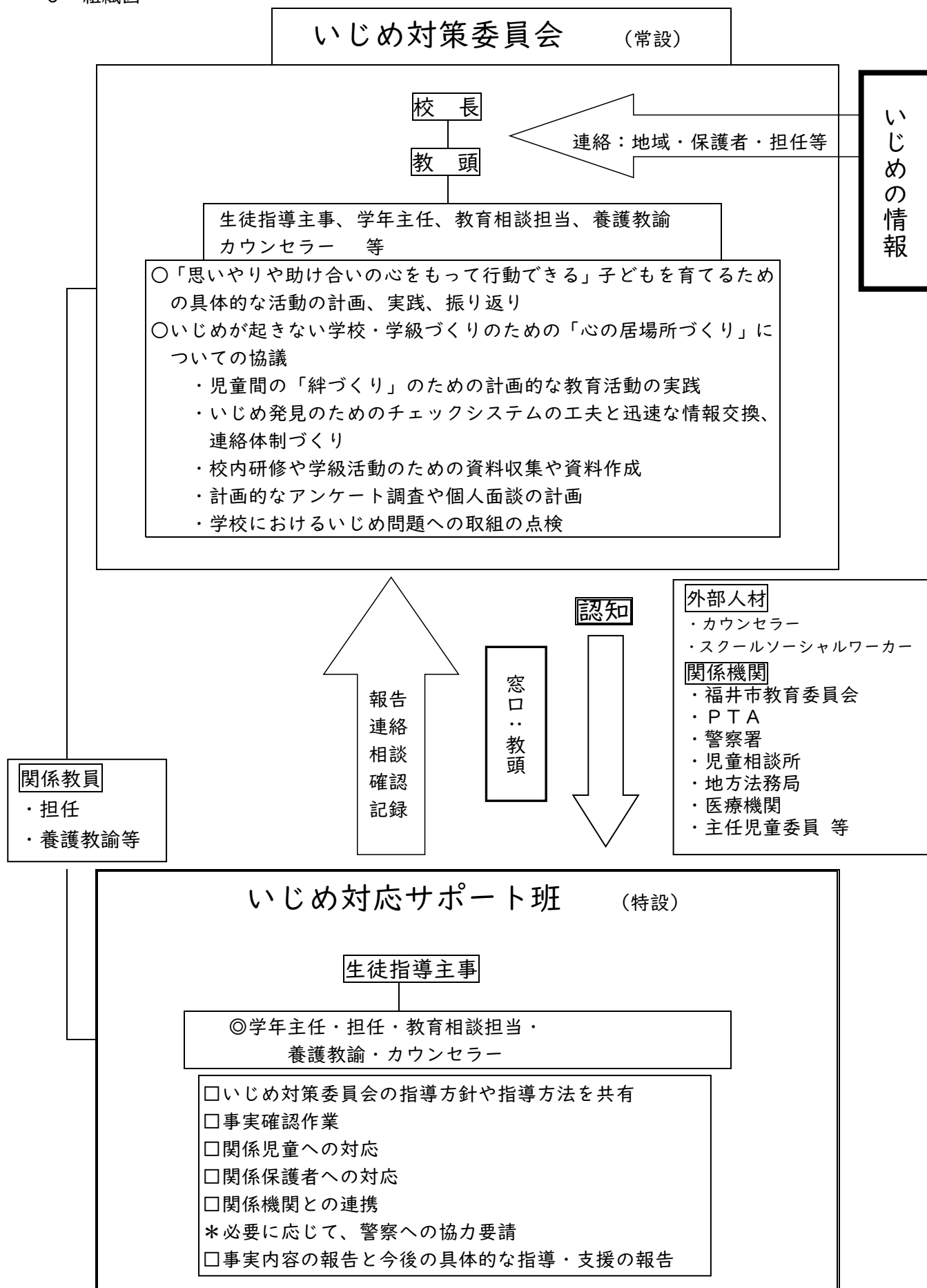
(1) いじめられた児童生徒への対応について

- いじめを把握した場合、まずは被害者保護を最優先する。いじめられた児童生徒の心情を理解し、心身の状態に配慮する言葉をかけるとともに、一緒に解決を志向していきます。
- いじめられた児童生徒の気持ちや希望に寄り合い、安心・安全な居場所の確保に努めるとともに、別室でオンライン授業を受けられる等の学習支援についても配慮を行います。
- スクールカウンセラーとの面談等により、児童生徒の精神的ケアに努めます。
- いじめた児童生徒やクラス全体への指導への具体的な方策を本人や保護者に提示するなど、被害者の立場に立って対応します。
- 指導の事前および対応の過程で、いじめられた児童生徒やその保護者の同意を得ることや、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を怠りません。
- いじめの行為が止んでも安易にいじめの解消とは判断せず、いじめられた児童生徒の見守りを継続します。いじめられた児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(2) いじめを行った児童生徒への対応について

- いじめた児童生徒への指導の際には、その保護者にも協力を要請し、家庭と学校が連携して反省を促すとともに、いじめられた児童生徒との関係修復に向けて自分ができようことを考えられるような働きかけを行います。
- 教員やカウンセラーによる継続的な面談を実施し、適切な助言や指導を行います。
- 傍観者となった児童生徒に対しても、道徳や学活の授業等で、いじめを発見したら、「信用できる大人に相談する」、「友人と『良くないよね』と話し合う」、「陰口が始まったらそっと話題を変える」などの手段を教え、いじめの状況を面白がったりせず、見て見ぬふりをしない周囲の児童生徒の育成に努めます。

6 組織図



7 いじめ対策の年間行動計画

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会（生徒指導委員会） ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 定期的に状況把握 アンケート実施	学級づくり、（心の居場所づくり、共感的な理解） （学級のルールや係活動、主体的な朝の活動など）					
	生徒指導部会	登校、下校指導（縦割り、仲良く、思いやりで）					
	職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 学級懇談会・HP ・基本方針の公表	あいさつ運動（中学校区）					
	チャイルドスコープ	カウンセリング アンケート （カウンセラー等）					
	校内支援委員会	カウンセリング（気がかりな児童）					
5月	生徒指導部会	ポジティブ教育 カウンセリング					
	職員会議 ・アンケート結果を共有、対応の検討	カウンセリング アンケート （カウンセラー等）					
	チャイルドスコープ	たてわり遊び					
	校内支援委員会	あいさつ運動					
	ガイドライン チェックリスト	1、2年合同校外学習					
							修学旅行
6月	心のアンケートの実施						
	いじめアンケートの実施①					宿泊学習	
	生徒指導部会	あいさつ運動					
	職員会議	たてわり遊び					
	チャイルドスコープ	カウンセリング（気がかりな児童）					
	ふれあい週間	ふれあい週間 心・いじめ等アンケート（児童）					
	校内支援委員会	カウンセリング アンケート （カウンセラー等）					
	授業研究会						連合 音楽会

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会) ・夏休み前までの総括 ・今後対応の検討			カウンセリング アンケート (カウンセラー等)			
	生徒指導部会			あいさつ運動			
	職員会議			旭の輪集会			
	チャイルドスコープ			カウンセリング(気がかりな児童)			
	保護者懇談会			校外学習	校外学習		
	校内支援委員会						
	中間評価・報告の実施						
8月	現職教育 教員研修						
	教員研修 授業づくり						
	職員会議						
9月	生徒指導部会			あいさつ運動(中学校区)			
	職員会議			たてわり遊び			
	チャイルドスコープ			カウンセリング アンケート (カウンセラー等)			
	校内支援委員会			カウンセリング(気がかりな児童)			
	ガイドライン チェックリスト			ポジティブ教育			
				校内体育大会			
				あいさつ運動			

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	中間評価の分析			あいさつ運動			
	生徒指導部会			たてわり遊び			
	職員会議			カウンセリング アンケート (カウンセラー等)			
	チャイルドスコープ						
	校内支援委員会			カウンセリング (気がかりな児童)			
		1, 2年合同校外学習	校外学習	校外学習	校外学習	校外学習	校外学習
11月	ふれあい月間			情報モラル教育 (児童・保護者)			
	心のアンケートの実施②			ふれあい週間 心・いじめ等アンケート (児童・保護者)			
	いじめ等アンケート実施②						
	生徒指導部会			カウンセリング (担任)			
	職員会議			たてわり遊び			
	チャイルドスコープ			あいさつ運動			
12月	校内支援委員会			カウンセリング アンケート (カウンセラー等)			
	授業研究会						
	保護者懇談会			人権集会			
	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)			カウンセリング (気がかりな児童)			
	生徒指導部会			あいさつ運動			
	職員会議			たてわり遊び			
12月	チャイルドスコープ			カウンセリング アンケート (カウンセラー等)			
	校内支援委員会			児童自己評価実施 (学校評価)			

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
1 月			あいさつ運動（中学校区）				薬物乱用 防止教室
	生徒指導部会		カウンセリング アンケート （カウンセラー等）				
	職員会議						
	チャイルドスコープ		カウンセリング（気がかりな児童）				
	校内支援委員会		たてわり遊び				
2 月	園小情報交換会	わくわく 交流デー					
	情報発信						
	生徒指導部会		たてわり遊び				
	職員会議 教師の人権意識を高めるため自己評価アンケート		カウンセリング アンケート （カウンセラー等）				
	チャイルドスコープ	ボランティアのつどい				中学校体 験入学	
	校内支援委員会	6 年生を送る会					
3 月	生徒指導部会					清掃奉仕	
	職員会議	カウンセリング（気がかりな児童）					
	チャイルドスコープ						
	いじめ対策委員会 （生徒指導委員会） ・本年度の取組の振り返り、次年度へ						
	職員会議						

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐